

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 子育て支援課
保育課

「緊急事態宣言」の延長に伴う保育施設等の利用について（5月7日発出）

令和2年5月4日、国は緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定しました。これに伴い、本区の5月11日以降の保育につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

5月31日までは、感染拡大の防止のため、引き続き、保育施設等は通常保育を停止して休園とし、業務に従事せざるを得ない方などに限定した最小限の保育として「緊急事態保育」を継続します。

家庭保育ができずにやむを得ず登園する場合は、原則5月8日の午前中までに「緊急事態保育連絡票」を保育施設にご提出ください。提出方法は、メール対応が可能な場合もございますので、保育施設にご相談ください。ご記入いただいた保育連絡票の登園希望日や時間に変更がある場合は、前日の午前中までに保育施設へご連絡ください。

保育連絡票の集計の結果、登園児童数が多い日は、登園日を他の日に変更をお願いすることがございます。

6月1日以降につきましては、国及び東京都の動向を踏まえ、改めてお知らせします。また、6月1日以前であっても本通知に変更がある場合は、速やかにお知らせいたします。

※今後、保育施設をご利用の方は、園内で感染症が発生した場合の調査に必要となりますので、可能な限り、行動記録を取ってください。